

松戸市協働のまちづくり条例(案)について パブリックコメント(意見募集)手続の 実施結果を公表します。

「松戸市協働のまちづくり条例(案)」の作成にあたり、市民のみなさまからご意見を募集したところ15名の方からご意見をいただきました。ご意見のご提出ありがとうございました。

お寄せいただいた意見を整理し、市としての考え方をまとめましたのでお知らせいたします。なお、意見に基づく条例(案)の修正はありませんが、別途、条例(案)の一部修正を行っておりますので、併せてお示しします。

● パブリックコメント手続実施結果の概要

1 意見募集期間

平成18年12月15日(金) ～ 平成19年1月15日(月)

2 意見提出者数 15人

3 意見件数 41件

【意見の内訳】

(1) 条例案の内容に関する意見(23件)	(2) 条例案の策定経過に関する意見(18件)
①条例の必要性 1件	①パブリックコメント、市民への周知 5件
②策定の趣旨 5件	②策定委員会からの要望事項 2件
③文体 2件	③策定委員会答申の尊重 2件
④名称、用語 5件	④検討委員会及び策定委員会 3件
⑤前文 1件	⑤市民との協働による条例案の策定 2件
⑥「協働」の定義 1件	⑥市の検討経過 4件
⑦「まちづくり」の定義 1件	
⑧市の役割 1件	
⑨市の施策 1件	
⑩協議会 1件	
⑪市民会議、市民会議運営委員会 3件	
⑫基金条例 1件	

● 結果（意見と市の考え方）

同一項目の意見は提出順に掲載しました。

（１）条例案の内容に関する意見

① 条例の必要性について

意見の趣旨
ア。「協働のまちづくり条例」は必要ない。既に市政の基本方針に協働を掲げており、地区社協をはじめ、市民は地域の中で行動している。選挙で選ばれた議会があり、条例案策定委員会も必要なかった。行政からのおしつけ条例を市民は望まない。あくまでも自発的行動をもって協働に加わろうと多くの市民は考えている。

【市の考え方】

協働の推進は、これからの自治体経営の重要な手法と位置付けています。これまでも様々な協働の取り組みが行われておりますが、これを更に発展させ、より良いまちづくりの手法とするためには、協働のあり方を自治体の法律である条例の形で明確化する必要があると考えます。そのための条例では、市民、市民活動団体、事業者及び市が協働の理念及びそれぞれの役割を理解し、自ら行動することによって協働のまちづくりの担い手となることを目指しています。

② 策定の趣旨、目的について

意見の趣旨
ア. 条例の策定趣旨は「協働の推進」ではない。条例案策定委員会設置要綱の趣旨を歪曲するものである。 イ. 条例案は、単に行政が市民活動団体と協働事業をするための規則に貶められている。 ウ. 策定委員会は、設置要綱第1条に基づいてパートナーシップの理念、理念実現のための制度や仕組みを保障するための条例案を答申したものである。しかし、条例案は「パートナーシップ＝市民参加と協働の推進」と、勝手な解釈によって、協働のまちづくり条例という矮小化した案とした。これは設置要綱の規定を無視した、手続き上も問題のある行為と言える。 エ. 条例案では、単に「多様化していく地域の課題に適切に対応するため」に協働条例を制定するとあり、どんな松戸を作っていくのかという総合的な観点からの条例制定の目的が矮小化されている。 オ. パートナーシップと協働は同義でない。参加と参画は意味も行為も異なる。市の総合計画にも「市民と行政のパートナーシップの強化」を謳っているが、市はパブコメで市民参加という様に、現状より後退する条例づくりを何の為にするのか。

【市の考え方】

策定委員会設置要綱では、策定を諮問した条例案について具体的にどのような性格のものとするのか予め限定しないため、大枠のイメージとしてパートナーシップを推進するための条例としたものです。その後、策定委員会では、パートナーシップを協働と同義とし、その仕組みを検討するとともに、この条例が一般的な市民参加のための条例ではないとしています。市では、条例案を検討するにあたり、パートナーシップと協働の用語の使い方を整理し、パートナーシップの推進とは市民参加と協働の推進を意味する

ものとししました。この用語の整理から、最終答申におけるパートナーシップの定義「市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いの信頼関係の下に、協力し、共同して地域の課題の解決に取り組むこと」は、市の定義では協働に該当すると判断し、パートナーシップを協働に言い換えるものとししました。また、条例案の内容からも本条例の趣旨は「パートナーシップの推進」ではなく「協働の推進」であるとしたものです。

③ 文体について

意見の趣旨
ア. この条例は市民が主体性を持って推進すべきであり、条文についても市民の視点で市民に分かりやすい画期的な条例にしてほしい。 イ. 文章表現について、答申案の「ですます」体も一般市民の受け入れやすいという点で今回の条例にふさわしいかと思う。

【市の考え方】

条例について、できるだけ市民にわかりやすく条文化すべきことは言うまでもありません。これまでの法令文で使用されている「である体」は「ですます体」に比べて硬い表現でわかりづらいとのイメージがあるようですが、条文の立法作業においては、その意味するところを正確に表し、条例を読む人にとって解釈に紛れや誤解がないようにすることが何よりも大切です。そのため、本条例案につきましても本市における他の法令に準じ、これまで培ってきた立法技術に従い、「である体」で策定いたしました。なお、条例に対する理解を促進するため、条例の施行に合わせて市民に分かりやすい広報の充実に努めてまいります。

④ 名称、用語について

意見の趣旨
ア. 「パートナーシップ」を「協働のまちづくり」という市民に理解されやすい表現にして、協働を進めていこうとする市の姿勢は非常に適切である。 イ. 条例の名称を「パートナーシップ条例」に、用語の「協働」を「パートナーシップ」に戻すことを要求する。「パートナーシップ」と「協働」は同義ではない。「協働」は「パートナーシップ」の概念を構築する要素のひとつにすぎない。 ウ. 策定委員会では、協働かパートナーシップかを議論し、また「まちづくり」という言葉も使用しないことを確認している。この検討結果を無視するのはなぜか。 エ. 「パートナーシップ条例」は当初から松戸市が決定してきた名称であり、それを1年半の条例策定委員会の開催中にも変更していないので、この名称を使用すべきではないか。 オ. 「行政用語として」の協働というのでは喚起力が弱いと言わざるを得ない。用語論ではなく、何をアピールしてゆくかが今や大切であることを思い起こすべきである。

【市の考え方】

市では、市政の基本方針として「市民と行政が共に考え、共に汗を流す」新しい時代のパートナーシップの構築を掲げています。パートナーシップとは、相互の信頼に基づく、上下や主従の関係でない対等な協力・提携の関係を指す言葉ですが、市民と行政のパートナーシップとは、そのような関係に基づいてより良いまちづくりに取り組むこと

とし、その推進のためのキーワードが市民参加と協働の推進であると整理しました。最終答申ではパートナーシップを協働と同義とし、「市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いの信頼関係の下に、協力し、共同して地域の課題の解決に取り組むこと」と定義しておりますが、市では、この定義の内容が協働に該当すると判断し、パートナーシップを協働に言い換えたものです。なお、まちづくりという用語は最終答申においても前文の2箇所で使用されていますが、地域社会のあるべき姿を実現していくことを意味する分かりやすい言葉として条例案の名称及び前文で使用しました。

⑤ 前文について

意見の趣旨
ア. 最終答申の前文には松戸市民としての「思い」が込められているが、「協働のまちづくり条例（案）」では、「松戸市」を他の市に入れかえても、そのまま通る。これでは、自らの市としてのアイデンティティ、特色を自らの手で消すようなものである。

【市の考え方】

前文は、条例策定の趣旨を簡潔明瞭にわかりやすく表現したものです。そのため、協働の推進によって大切にしたい本市の特色を第1段落に表しました。最終答申の前文に挙げられた特色は、一部の地区に特化したものと見られることから整理しました。

⑥ 「協働」の定義について

意見の趣旨
ア. この条文は、市民同士、市民と事業者などの協働に関しても定義されているのか。

【市の考え方】

協働によるまちづくりでは、市民（市民活動団体及び事業者を含む。）と市がどのように協働を推進するかが主要な課題と捉えていますが、そのことに加えて、市民活動を活性化するためには、市民同士や市民活動団体と事業者のネットワークなど多様な形態の協働も重要と考えております。本条例案の協働は、市民、市民活動団体、事業者及び市の4者が様々な手を結んで取り組むものとして定義しました。

⑦ 「まちづくり」の定義について

意見の趣旨
ア. 「まちづくり」という言葉は多義性の言葉であり、親しみやすい言葉になってきているが一般的な言葉というには早すぎる。条例に含まれる重要な言葉であるので、第2条で明確にしてほしい。

【市の考え方】

まちづくりという言葉は、松戸市総合計画や松戸市安全で快適なまちづくり条例などにおいて、一般用語として既に使用しております。本条例案では、名称及び前文において使用しましたが、厳密な解釈が求められる条文中で使用していないことから定義する必要はないと判断しました。まちづくりの定義としては「ある地域（まち）が抱えている課題に対して、ハード・ソフト両面から課題の解決を図ろうとするプロセスのこと」

が一般的な捉え方と考えています。

⑧ 市の役割について

意見の趣旨
ア. 最終答申にあった「情報の公開」の削除について、重複する事項等であっても重要な点について入れることは市民への配慮であり、その重要性を再認識させる効果はあっても減じるはずがない。

【市の考え方】

「情報の公開」については、協働に取り組む市民、市民活動団体、事業者及び市の各主体に求められるものであることから、基本理念として第3条第3号に規定したものです。したがって、市の役割にのみ重複して規定する必要はないと考えます。

⑨ 市の施策について

意見の趣旨
ア. まつど市民活動サポートセンターの位置付けを明確にしてほしい。 第8条第3号の改定意見 「まつど市民活動サポートセンター」はパートナーシップ推進支援の拠点として強化・再構築します。さらに、市民活動の支援及び発展に必要な施設を充実するものとする。

【市の考え方】

第8条第3号「市民活動の支援及び発展に必要な施設を充実すること」に定める施設とは、現状においては、まつど市民活動サポートセンターを想定したものです。市の基本的な施策としてはこれに特定するものではありません。なお、まつど市民活動サポートセンターの位置付けは、まつど市民活動サポートセンター条例（平成15年松戸市条例第23号）により規定されるものです。

⑩ 協働のまちづくり協議会について

意見の趣旨
ア. 既に、制度上の委員が多く、いたずらに委員を増やすことには賛成できない。高齢者増を目前に、地域は自治会役員のなり手にも困る事態に近いことを案じている現状を理解されたい。

【市の考え方】

本条例の施行に伴い、協働の推進に資する施策を実施するためには、協働事業に関する審査並びに協働の推進に関する事項としての市民活動助成制度、計画及び協働のルール策定、条例の見直しなどについて様々な意見や情報を基に中立的な立場で審議する機関が必要不可欠であると考えます。そのための審議機関として松戸市協働のまちづくり協議会を設置するものとなりました。

⑪ 市民会議、市民会議運営委員会について

意見の趣旨
ア. パートナーシップの構築も協働の推進もその担い手となる者が連携・協力し合う場、すなわちネットワークが必要であり、さらにこれが実質的に機能するための制度的な保障がなければ、条例は機能しない。しかし、事務局はその仕組みを制度的に保障するための検討をまったくしていない。答申案第 11 条に相当する仕組みを、条例に位置づけることを要求する。
イ. 事務局は、事業として市民会議（フォーラム）を開くことは可能という判断をしていた。仮に条例に規定することは無理としても、規則や事業の要綱など、全体の体系として答申していることは委員会の検討時に確認しているのであり、事務局がその実現化の努力を行っていないのはどういうことか。
ウ. 策定委員会の作業部会において、事業として市民会議を開催することは可能との判断を事務局は示していたので、その「無理」となった経緯はどのようなものか示してほしい。

【市の考え方】

事務局が策定委員会に実施が可能と説明した市民フォーラムは、市が開催し、その運営について協働事業の一貫として実施に努めるとしたものであり、最終答申の「市民が開催する市民会議」とは全く異なるものです。市民会議及び市民会議運営委員会を条例に規定できないとしたことは、市が実施する施策としての実現可能性や実効性を勘案した結果、判断したものですので、規則や要綱でも実施できるものではありません。なお、市民会議及び市民会議運営委員会が想定している機能のうち、市民等の意見に基づいて協働を推進するための提言を行う機能は、協働のまちづくり協議会が担うものとし、この協議会が広く市民等の意見を把握できるよう市民フォーラムなどを実施するものとしています。また、異なる主体が出会い、連携や協力関係が生まれる場としての機能は、公設の中間支援組織であるまつど市民活動サポートセンターの機能であり、社会資源持ち寄り市民バンクの調査研究と併せて、その充実を図るものです。

⑫ 基金条例について

意見の趣旨
ア. 別条例を定める検討をするのであれば、検討委員会あるいは運営予備委員会的なものを立ち上げる旨、載せるべきである。

【市の考え方】

（仮称）協働のまちづくり基金を設置するための条例につきましては、設置に必要な手続を定める条例ですので、市の内部検討によって条例案を策定し、議会に提出するものと考えています。

(2) 条例案の策定経過に関する意見

① パブリックコメント、市民への周知について

意見の趣旨
<p>ア. 協働のまちづくりは、何かの事柄を行政主導で、市民、各種団体、事業者等に下ろしているように感じるが、現状は子供から年寄りまでかなり考えが多様化しており、一部のボランティア団体や事業者等はともかく一般市民にはかなりむずかしい。この条例を施行するには市民にPRが足りない。身近で具体的な事例をあげて市民に理解できるようにしてほしい。</p> <p>イ. 市民への周知が不十分である。条例案について広報まつどには内容が記載されているのではなく、閲覧場所の記載のみである。しかもパブリックコメントの時期を年末、年始の忙しい時期に設定している。これでは市民の参加や協働という精神から程遠い。</p> <p>ウ. 条例案については、当然タウンミーティングが開催されるものと思っていたが、パブリックコメントの募集だけであった。最低限の事さえやればよいというのでは、条例案にある「相互に情報を提供し、協働に必要な情報を共有すること」という言葉が空虚に響く。</p> <p>エ. 「市広報」での意見募集のためにさかれたスペースはあまりにも小さい。タウンミーティングを開くなどきめ細かく、知らせる必要がある。</p> <p>オ. 条例策定の日程手法とプロセスに重大な論理矛盾がある。最終答申から10ヶ月。突然の市民向けパブリックコメント手続きを12月15日の広報まつどで公表し、期間を1ヶ月とした。最初に3月議会での成立ありきの逆算ではと思わせる政治日程の匂いが濃く、本当に市民の意見を聞く姿勢が見えない。</p>

【市の考え方】

本条例に関する市民への周知、意見募集等については、策定委員会の中間答申に関する周知、意見募集、市民フォーラムの開催及び最終答申に関する周知を行いました。また、今回の条例案について、市議会に議案を提出する前の正規の手段であるパブリックコメントを実施したものですので、市として対応可能な方策を講じてきたと考えております。今後、本条例の施行に当たりましては、市民、市民活動団体、事業者の方々の理解の下、共に協働のまちづくりを担っていただけますよう更なる周知に努めてまいります。

② 松戸市パートナーシップ条例案策定委員会からの要望事項について

意見の趣旨
<p>ア. 策定委員会は答申に「今後、条例化の過程において、本条例の趣旨に重大な変更がある場合には、しかるべく説明会等、適切な措置を講じていただきたい」との要望を付記したが、この要望が無視されたのは約束違反である。</p> <p>イ. 最終答申鑑文の要望事項「第1、本答申を市民へ幅広く周知徹底をお願いしたい。第2、重大な変更がある場合には、説明会等、適切な措置を講じていただきたい。」の2点を挙げたが、いずれも全く考慮されていない。約束不履行ではないか？</p>

【市の考え方】

最終答申に要望事項が付されていることは承知しておりますが、そのことをもって約束したとまでは考えておりません。ただし、要望事項について真摯に対応することは当然のことですので、市民への周知については、広報まつどと市のホームページを活用し、最終答申の提出時及び条例案のパブリックコメント時の2回行いました。また、重大な

変更時に説明等の適切な措置については、条例案を公表できるのはパブリックコメント時であることから、その時点を基準として、策定委員会元委員の皆様へ資料を送付するとともに、説明を申し入れたものですので、現実的に対応できることは行ったものと考えております。

③ 松戸市パートナーシップ条例案策定委員会答申の尊重について

意見の趣旨
ア. 答申案がどのように「最大限の尊重」されたのか具体的に説明を願う。採用されていないものについては、その理由の説明を願う。 イ. 「答申を最大限尊重する」と言われた市長が、手続き上の問題として、この条例案を公開する前に、策定委員に核心の変更理由を説明することが必要だと思ふ。

【市の考え方】

市では、本条例について市長の諮問機関である策定委員会を設置し、その答申を受けて条例案を策定する方式を採ったものですので、策定委員会の最終答申を最大限尊重することは当然のことです。しかしながら、最終答申は、その検討過程において、条例に規定することが困難であると説明してきた事項を盛り込んでまとめられました。市では、助役を議長とした検討会議を組織し、最終答申を改めて検討いたしました。条例については、行政が責任を持って施行し、適切に運用できる内容としなければ、市議会に議案として提出すること自体ができないことから、どうしても条例に規定できない事項や条文の整理が必要な事項については変更せざるを得ないと判断したものです。

具体的に条例案では、市民会議・市民会議運営委員会及び社会資源持ち寄り市民バンクについて条例事項としませんでした。このことを少し詳述しますと、ある事柄を条例に規定した場合は、当該規定により具体的に何をどのように行うのか説明するとともに、実施していく責任が求められます。市の機関から独立した民間の市民会議運営委員会や市民会議を誰が、いつ、どのように設立し、どのように運営していくのか。また、その組織が管理する社会資源持ち寄り市民バンクをどのような制度として実現させ、運営していくのかなどについては、市が責任を持って実施できる事項ではなく、そのような制度の実現可能性や実効性も勘案した中で、条例で規定することはできないとの結論に至ったものです。しかしながら、これらの制度が目指した機能については、協働のまちづくり協議会の運営並びにまつど市民活動サポートセンターの事業に活かしていくものと考えております。また、これらの制度以外の内容につきましては、最終答申を基に文言を整理したものですので、その趣旨は条例案に十分活かされたものと考えております。

④ 松戸市パートナーシップ検討委員会及び条例案策定委員会について

意見の趣旨
<p>ア. 2002年からの公募市民58名による検討委員会からの提言が生かされない。最終答申は、その提言を「パートナーシップ市民会議」や「社会資源持ち寄りバンク」、「公開審査」などにまとめている。しかしながら、条例案はこのような本質的な部分は外し、単に協働事業のための条例案として矮小化した案である。この内容であれば、既往事例を参考にすれば済む内容であり、4年間も費やしたのは時間と費用の無駄遣いであったと言える。</p> <p>イ. パートナーシップ検討委員会、条例案策定委員会を設置して、時間とお金をかけてまで、この程度の条例を作るのは時間とお金の無駄遣いといしか言いようがない。市民参加で条例を作ったという形をとるためにこのような経過をたどったのだとしたら、アリバイ作りに使われた市民が馬鹿にされたと怒るのは当然の事である。</p> <p>ウ. 条例案の中身を見るに、あの2つの委員会は何であったのかと疑問を持たざるを得ない。条例を作るために行なわれた2つの委員会に要した経費が無駄であったのではないか。「協働事業」は、今まで行なわれてきた多くの補助金事業と大差はない。「協議会」でその補助事業の選択を行なう事が出来るに過ぎない。市民の力、ともに「まちづくり」をしていこうという意欲を引き出せるものとは思えない。策定委員会の提言を今一度検討し、条例の作り直しを求める。</p>

【市の考え方】

パートナーシップ検討委員会は、「市民と行政が共に考え、共に汗を流す」新しい時代のパートナーシップの構築に向けて、その制度や仕組みを検討するために設置したものです。その提言に基づいてまつど市民活動サポートセンターが開設され、また、パートナーシップ条例の制定を掲げた平成16年度の施政方針につながったことは検討委員会の成果と考えております。また、条例の内容については、それまでの提言や調査結果なども勘案して策定委員会が最終答申にまとめたものであり、今回の条例案も策定委員会の成果を基にしたものですので、これら2つの委員会が無駄であったとは考えておりません。

⑤ 市民との協働による条例案の策定について

意見の趣旨
<p>ア. この条例づくりがどうなるかと見守っていたものとしては、行政主導の「協働」条例案となってしまったように思う。条例案には「市民自治」や「住民自治」という言葉が一言もないことが端的な証である。現在の条例案では、行政主導の市民利用という内容しか読み取れない。こうした内容で市議会に提出することには反対する。もっと、市民と行政は今後の松戸市のあり方を捉えて議論すべき機会を持つべきである。</p> <p>イ. 策定委員会の元委員に対して、その経緯を含めて報告・説明した上で、市民の意見を求めるのが正常の進め方だと思う。市の条例案作成の過程は、「市民参加・協働・パートナーシップ」の思想と精神からも外れていると言わざるを得ない。新しい時代のパートナーシップを構築して行くための条例を、文字通り、市民と行政が協働して創り上げていくことを切に要望する。</p>

【市の考え方】

本条例案の策定にあたっては、諮問機関である策定委員会を設置し、その委員会の下に部会やワーキングチームの設置並びに市民フォーラムや意見募集の実施など広く市民

参加を図るとともに、市も事務局として必要な情報を提供したもので、そのような協働の結果として策定委員会から最終答申が提出されたものと認識しております。また、最終答申から条例案を策定し、議決機関である市議会に提出することは、執行機関の長である市長が責任を持って行うものですが、その際にも市民へのパブリックコメント手続を実施したものです。このような経過に鑑みれば、最終答申と条例案には考え方の違いがあるものの、今回の条例案の策定経過については現在の地方自治の仕組みの中で協働の考え方を取り入れたものであったと考えています。

⑥ 市の検討経過について

意見の趣旨
<p>ア. 条例案は単なる協働事業のための条例案であり、それほどの検討時間を費やさなくても作成できる内容である。最終答申は規則、要綱もセットで提案している。それらの検討はこの10ヶ月の間にどうしていたのか。具体的に検討してきた結果を見せてほしい。</p> <p>イ. 庁内調整や議員への説明の具体的作業記録を示してほしい。</p> <p>ウ. 市長公約の「パートナーシップ」は重要方針であったはずだが、事務局が庁内合意や庁内職員の意識向上にどれだけ努力していたのであろうか。また、事務局自身が、策定委員会を形だけのものとして、委員会とともにつくっていく姿勢を見せなかったことは、そもそも事務局自身がパートナーシップを理解していないことを物語る。松戸市では職員の意識向上や手続きのマニュアルを整備しているのか。また、市長はどのようにリーダーシップを発揮したのか。</p> <p>エ. 答申後8ヶ月を経てようやくパブリックコメント募集との事態である。この悠長な作業は、テーマがそれほど必要を迫られていないということではないか？</p>

【市の考え方】

条例案の策定にあたっては、最終答申を最大限尊重するとの市長の指示の下、検討会議の議長に助役を充てるとともに、関係部署の連携により検討する体制を整備しました。その結果、最終答申をできるだけ活かすための検討に時間を要したものです。また、規則や要綱については、本条例を施行するための手続や細目事項を定めるものですので、パブリックコメントの対象ではありませんが、その考え方については条文の説明欄に記載いたしました。市の検討過程における庁内の会議の状況については、最終答申までの平成16～17年度では、経営会議3回、部長会議2回、政策調整会議9回です。最終答申を基に条例案を策定した平成18年度では、経営会議1回、政策調整会議2回、検討会議5回です。なお、議会への説明は平成17～18年度で4回行っています。

● 条例（案）の修正

パブリックコメント実施にあたって提示した松戸市協働のまちづくり条例（案）について検討の結果、以下のとおり一部修正を行いました。

修正前	修正後
<p>(協議会)</p> <p>第10条 市長は、前条第2項の規定による諮問に応じ協働事業を審査するため、松戸市協働のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、前項の規定による審査のほか、協働の推進に必要な事項について協議を行い、市長に報告することができる。</p> <p>3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(協議会)</p> <p>第10条 市長は、前条第2項の規定による諮問に応じ協働事業を審査するため、松戸市協働のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、前項の規定による審査のほか、協働の推進に必要な事項について協議を行い、市長に報告することができる。</p> <p>3 協議会は、委員10人以内をもって組織し、市長が任命する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>修正理由</p> <p>市長による協議会委員の任命権について、他の諮問機関との整合性を考慮し、条例上の規定に変更しました。</p>	
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年 月 日から施行する。</p>
<p>修正理由</p> <p>施行期日が未定のため、空白としました。</p>	

● 松戸市協働のまちづくり条例（案）（一部修正後）

前文

松戸市は、緑や水辺など四季を彩る豊かな自然とともに、次代を担う子どもたちに引き継ぐべき文化、歴史及び伝統が息づく首都圏有数の生活都市である。

このまちを暮らしやすいまちにするため、市民をはじめ、町会、自治会、NPO、ボランティア等が、福祉、教育、環境、防犯などの様々な分野で活発な活動を行っている。

今後、社会の変化に伴い、多様化していく地域の課題に適切に対応するためには、市民、市民活動団体、事業者及び市が協働によるまちづくりを推進していくことが、ますます重要となることに鑑み、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、協働の推進に必要な事項を定めることにより、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が、相互の信頼関係の下に、協力して地域の課題の解決に取り組むことをいう。
- (2) 市民活動 自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに

反対することを目的とする活動

- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。
- (4) 市民活動団体 市民活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 営利を目的とする事業を営む者をいう。
- (6) 社会資源 協働の推進に必要な人材、技術、情報、場所、物品、資金等をいう。
- (7) 協働事業 市民活動団体又は事業者が、市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業をいう。

(基本理念)

第3条 協働の推進は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、協働の目的を共有し、相互の役割を理解するとともに、その実現に必要な社会資源を分担すること。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、対等な関係に基づき、相互の自主性及び自立性を尊重すること。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に情報を提供し、協働に必要な情報を共有すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域の課題に関心を持ち、その解決のため、自らができることを考え、実践するものとする。

- 2 市民は、市民活動への理解を深め、自らも市民活動を行うよう努めるものとする。
- 3 市民は、協働の推進に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任をもって市民活動を行わなければならない。

- 2 市民活動団体は、人材その他の社会資源を充実し、協働の推進に努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、市民活動が地域に広く理解されるよう努めるとともに、他の市民活動団体と協力して市民活動の発展に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域の一員として、市民活動への理解及び協力並びに協働の推進に努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、市民活動を支援するとともに、協働事業を実施することにより、協働を推進するものとする。

2 市は、協働の推進に際し、市民、市民活動団体及び事業者から広く意見を聴くとともに、その参加を募るものとする。

3 市は、協働の推進に必要な知識の普及及び意識の向上を図るものとする。

(市の施策)

第8条 市は、協働の推進のため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 協働の推進に必要な計画を策定し、その進捗状況を公表すること。

(2) 市民活動の支援及び協働事業の実施に対し、予算の範囲内において財政的措置を講ずること。

(3) 市民活動の支援及び発展に必要な施設を充実すること。

(4) 前3号の施策を総合的に行うための推進体制を整備すること。

(協働事業)

第9条 市民活動団体又は事業者は、市長に協働事業を提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案を受けたときは、松戸市協働のまちづくり協議会に諮問するものとする。

3 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を尊重し、協働事業の実施の可否を決定するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、協働事業に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会)

第10条 市長は、前条第2項の規定による諮問に応じ協働事業を審査するため、松戸市協働のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項の規定による審査のほか、協働の推進に必要な事項について協議を行い、市長に報告することができる。

3 協議会は、委員10人以内をもって組織し、市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、

規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 月 日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途としてこの条例の運用状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(まつど市民活動サポートセンター条例の一部改正)

3 まつど市民活動サポートセンター条例（平成15年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民が自主的に行う営利を目的としない社会貢献活動（以下「市民活動」という。）」を「市民活動（松戸市協働のまちづくり条例（平成19年松戸市条例第 号）第2条第2号の市民活動をいう。以下同じ。）」に改める。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市協働のまちづくり協議会委員	日額 8,500円
------------------	-----------